次

目

告

示

○育種母樹林の指定 ○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

○道路の供用開始

○道路の区域変更

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の変更

○公共工事の発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約の過程並びに

契約の内容に関する事項の公表の方法

公 告

○人事行政の運営等の状況の公表

入

事

課

契

約

課

 $\equiv$ 

指

(建築宅地課)

一和宮

○開発行為に関する工事の完了

選挙管理委員会

〇政治団体の届出

○政治団体の解散届 ○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (令和五年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (令和六年分

○資金管理団体の届出事項の異動届 ○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

公安委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等

(1)

発 行

○警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の

報

宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号電話022(211)2267

○地方独立行政法人宮城県立病院機構令和五年度財務諸表の公告 ○地方独立行政法人宮城県立こども病院令和五年度財務諸表の公告

(毎週火、金曜日発行)

〇宮城県告示第六百三十九号 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第三条第一項の規定により、

指定する。

課

同

路

同

(防災砂防課)

令和六年九月二十七日

道

(森林整備課)

令和六年九月二十七日

(水産業振興課)

ページ

漁船損害等補償法

(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査

○宮城県告示第六百三十八号

告

示

七 六 六

した結果、亘理町加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。 村 井 嘉

宮城県知事

次のとおり育種母樹林を

浩

宮城県知事 村 井 嘉

浩

一门城 方 一 一	○ 対 六 一	人名号、	SERFET
スギ	スギ	桂	對
,	,	看	重
原登 十米 六市	一の東 、内松 九四島	戸	f
- 南	十号市	丰	Ē
一方町	八赤   一十井   七字	均	易
長者	七字   関	月	<del>آ</del>
二三本	本三四	Z	K
本	五五	娄	女
ク・ タ・ し ル六	ク〇 タ・ 1 一	Ī	ī
ル六へ	ル四へ	利	<b>主</b>
前三十二番地	番地一 の内四号三百 東松島市赤井	住	所
沼崎	四字十関	所	有
千 葉	齋藤	名	者
曺	豊彦	称	

### 森林法

○宮城県告示第六百四十号

五 五 四 四

兀

二和宮

定により、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規 次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、 農林水産大臣から通知があっ

宮城県知事 井

六 Ŧi.

令和六年九月二十七日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

村 嘉 浩

○宮城県告示第六百四十一号

 $\equiv$ 

道路の区域

線

名

河南登米線

保安林として指定された目的 柴田郡村田町(次の図に示す部分に限る。)

 $\equiv$ 変更後の指定施業要件 土砂の流出の防備 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は択伐による。

その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。 柴田郡村田町(次の図に示す部分に限る。)

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

整備課)並びに村田町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (水産林政部森林

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和六年九月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土

令和六年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類 県道

まで 同市登米町登米字寺池道場二〇六番二地先	先から 登米市登米町登米字寺池道場二○六番二地	変更の区間
後	前	前変更の
一・五・七・七	四・七~五・七	(メートル)敷地の幅員
七〇・一	七〇・一	(メートル)敷地の延長

## ○宮城県告示第六百四十二号

開始するので告示する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、令和六年九月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土

令和六年九月二十七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

県道	種道 路 類の
河南登米線 同市登米町登米字寺池道場二〇六番二地先まで 登米市登米町登米字寺池道場二〇六番二地先から	路線名 供用開始の区間
令和六年 九月二十七日	供用開始年月日

# ○宮城県告示第六百四十三号

号、平成二十七年十二月八日宮城県告示第千六十八号及び平成三十年一月三十日宮城県告示第八十九 第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 号)の一部を次のとおり変更する。 平成二十七年五月十五日宮城県告示第五百四十号、平成二十七年九月二十九日宮城県告示第九百十二 (平成十八年九月二十六日宮城県告示第千二十四号、平成二十六年一月十四日宮城県告示第二十号、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)

令和六年九月二十七日

宮城県知事
村
井
嘉
浩

一丁目 急傾斜地 塩竈市新富町、花立町(次の図のとおり)   金傾斜地 塩竈市新富町、花立町(次の図のとおり)   の崩壊 り	区域の名称	の自因の土 種然と発砂 類現な生災 象る原害	区域の所在地	項に必造建 関要の類 すな規制 る衝制の 事撃に構	縦覧
町の2     急傾斜地     塩竈市新富町、花立町(次の図のよる質が       一丁目     急傾斜地     多質城市笠神一丁目、塩竈市の図のよおり)       一丁目     急傾斜地     多質城市笠神一丁目、塩竈市に次の図のよおり)	の	崩傾 壊斜	丁目(次の図のとおり) 竈市新富町、花立町、多賀城市笠神	お次 りの 図	のと
の5     急傾斜地     宮城郡利府町赤沼字井戸尻(次の図のとおり)       一丁目     急傾斜地     多賀城市笠神一丁目、塩竈市花立の崩壊       の崩壊     (次の図のとおり)	0)	崩傾 壊斜	) 竈市新富町、花立町(次の図		
の5 急傾斜地 宮城郡利府町赤沼字井戸尻(次の図のとおり)	本町	崩傾 壊斜	竈市本町、泉ヶ岡 (次の図のとお		
の5   の崩壊   とおり)   の崩壊   とおり)		崩傾 壊斜	次の図のとおり) 賀城市笠神一丁目、塩竈市花立		
	浜田 の 5	崩傾 壊斜	おり) 城郡利府町赤沼字井戸尻(次の図		

一項及び第五項並びに第七条第一項から第三項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。 (同令第六条及び第七条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、 (平成十三年政令第三十四号) 第五条 同令第五条

宮城県知事 村 井 嘉 浩

 $\vec{-}$ 

開発許可を受けた者の住所及び氏名

(名称)

地域の名称

工事を完了した開発区域

(工区) に含まれる

インターネットを利用して閲覧に供する方法

宮城県ホームページ及び宮城県入札情報サービスにおいて公表する。

閲覧所を設けて供覧に供する方法

次に掲げる閲覧所において公表する。

イ 県政情報センター (宮城県行政庁舎地下一階)

口 大河原地方県政情報コーナー(大河原地方振興事務所内)

大崎地方県政情報コーナー(北部地方振興事務所内)

= 栗原地方県政情報コーナー(北部地方振興事務所栗原地域事務所内)

ホ 登米地方県政情報コーナー (東部地方振興事務所登米地域事務所内)

石巻地方県政情報コーナー (東部地方振興事務所内)

1 気仙沼地方県政情報コーナー (気仙沼地方振興事務所内

### 公 告

〇宮城県の任用、 給与、 勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、 人事行政における公正性及

に係る開発行為は、その工事を完了した。

 $\overline{\mathbb{X}}$ 

令和六年九月二十七日

〇都市計画法

(昭和四十三年法律第百号)

第二十九

条第

項の規定により許可した次の開発区域

 $\widehat{\mathbb{T}}$ 

宮城県知事

村

井

嘉

浩

業務の状況について別冊一のとおり公表する

令和六年九月二十七日

十号)第四条の規定に基づき、 び透明性を確保するため、

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(平成十七年宮城県条例第二

宮城県の令和五年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の

呂城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市赤井字七反谷地三百八番一、三百八番

二、三百八番三、三百八番八、三百八番九、五百 一十九番、三百十一番二の一部、 三百十一番三の

部、三百八番八地先道

愛知県津島市埋田町一丁目八番地 株式会社宇佐美鉱

## 選挙管理委員会

### ○宮選管告示第九十二号

体の届出があった。 政治資金規正法 (昭和二 一十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、 次のとおり政治団

令和六年九月二十七日

宮城県選挙管理委員会

員 長

櫻

井

正

人

政党の支部

法第十九条の七第一 項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

の政 名団 称体 の代 氏表 名者 の 会計責任者 名 所の所在地 (第一号)

耕 参議院議員

石川 光次郎 畠山

举区第二支部 城県参議院選 官由民主党宮

0

届出年月日

令和六年 八月二十日

第539号	令	和 (	5 年	9月	27	日	金曜	目		宮		城	ļ	県	公		報											(4)
団体が解散した旨届出があった。政治資金規正法(昭和二十三年	○宮選管告示第九十四号					南三陸支部 宮城県商工政治連盟		ブラオース立門	丸揉支部 宮城県商工政治連盟		栗房南当支部	宮城県商工政治連盟	一迫花山支部宮城県商工政治連盟	福仙会	政治団体の名称		こうその也の致台団体	宮城維新の会	気通信支部 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	自由民主党言或是電	政治団体の名称	(一) 政党の支部			令和六年九月二十七日	体の届出事項を異動した旨届出があった。	政治資金規正法(	○宮選管告示第九十三号
出があっ	四号					吉田			中村			今野	佐藤	福田	の仕 氏妻	-		早坂	/: 材	<b>小</b>	の代				十七日	した旨届	昭和二十	三号
た。年は						信 吾			次男			敏昭	倫 治	陽輔	名者		とりびか	敦	Ħ.		名者					出がな	三年	
<b>届出があった。</b> (昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、		の会計 責任名		の代 氏表 名者	Į Į	近 が が が が を も を も を も を も も も り る り る り る り る り る り る り る り る り	の会言 氏言 名	3十 上 名	の代 氏表 名者	の代 氏表 名者	の所在地	デカティ 主たる事務	の 会計責任者 名	名 政 治 団 体 の	異動事項	· 有 多 多 图 存 し	(汝党及び汝台資金団本以	の 氏 名	の会員 氏責任名	会計責任皆	異動事項					めった。	(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、	
号)等		三浦	Ì	吉田	() ()	志本 津吉 郡	者 旧音 表 田	<b>泽</b> 日	中 村	今野	· <u>厄</u>	栗原市祭	白鳥	福仙会		<i>ξ</i>	外りか	早 坂	木 E	市 日				宮城			号)等	
<sup>第</sup> 十七条第一		洋昭	7	信吾	-	志聿川字召 田 本吉郡南三陸町	F		次男	敏昭	【 一方	梁館薬師	正 文	X	新	10000000000000000000000000000000000000	外の攻台団体)	敦	JI	頁	新		委員長	宮城県選挙管理委員会			<sup>宋</sup> 七条第一百	
項の規定に		及川善補		山内 正文	三八二六四	志聿川字天王山本吉郡南三陸町	舟 L 信 一	6日 安一	白木 寛一	千葉キミ子	ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・	栗原市瀬峰下井	阿部朗	援会を指出ようすけ後	旧			石森悠			旧		櫻	性委員会			頃の規定によ	
より、		r.	•	~		王陸 山町				,	Д	下藤						悠士		于			井					
次のとおり政治					) - I	令和六年 日		1 ] ] [	令和六年		七月二十六日	令和六年	令和六年 六月二十日	令和六年 八月一日	異動年月日			令和六年 八月一日	八月一日	<b>冷川</b> 六耳	異動年月日		正人				次のとおり政治団	
客附・交付金 5 客附の内訳	宣伝事業費	機関紙誌の発行その他の事業費	政治活動費	4 支出の内訳	団体分	- 多路	個人の党費・会費	3 本年収入の内訳	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額		(政党の支部) 自由早主党宣赫県仙台市宣揚野区第一支部	政治団体の収支報告			令和六年九月二十七日	の要旨を次のとおり公表する。	り、政治団体から令和五年分収支報告書の提出が	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四日	○宮選管告示第九十五号	自由民主党宫城県仙台市宮城野区第一支部	政治団体の名称	政党の支部			令和六年九月二十七日
500,000	286,000	286,000	786,000		910,000	910,000	(6人) 3,600		786,000	913,600	305,200	1,218,800			政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	委員長 櫻 井 正 人	宮城県選挙管理委員会			政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定によ		石川光次郎 令和六年八月二十六日	代表者の氏名 解散年月日		委員長 櫻 井 正 人	宮城県選挙管理委員会	

閖上西集会所 同 市閖上西二丁目十四番地	閖	十七号	○宮選管告示第九十七号	(5)
閖上中央集会所 同 市閖上中央二丁目二十番地の一	400,000 仙台市太白区 閑	ショウエー	株式会社	4
杜せきのした集会所 同 市杜せきのした五丁目八番地の九			[団体分]	<b>今和 (</b>
田高町東集会所 同 市増田五丁目十五番八号	Ш		5 寄附の内訳	5年
杜せきのした西集会所 同 市杜せきのした一丁目八番地の九	835,200 杜	付金	寄附・交付金	9月
杜せきのした東集会所 同 市杜せきのした四丁目二番地の一	835,200 杜		政治活動費	27 E
美田園西集会所 同 市美田園八丁目十九番地の一	美		4 支出の内訳	1 3
美田園東集会所 同 市美田園三丁目二十番地	400,000 美		団体分	金曜
小塚原南集会所 同 市小塚原字東中塚百三十一番地の二	400,000		各路	Н
北目集会所 同 市愛島北目字竹の内六十九番地の一	2,400 北	· 会費 (4人)	個人の党費・会費	
本村下集会所 同 市下増田字前田四十五番地	本	内訳	3 本年収入の内訳	
名取が丘東集会所 同 市名取が丘二丁目一番九号	835,200 名		2 支出総額	宮
ティプラザの項の次に次のように加える。	402,400 ニテ	額	本年収入額	
会館」の項中「ひまわり会館」を「ゆりが丘五丁目集会所(ひまわり会館)」に改め、名取駅コミュ	432,800 り会	額	前年繰越額	城
どんぐり会館」の項中「どんぐり会館」を「ゆりが丘四丁目集会所(どんぐり会館)」に、「ひまわ	835,200		1 収入総額	
名取団地集会所の項を削り、「旧余方分校集会所」の項中「旧余方分校集会所」を「余方集会所」に、	名	6.8.28 (6.8.26解散)	報告年月日	県
委員長 櫻 井 正 人		自由民主党宫城県仙台市宮城野区第一支部	自由民主党宫城界	
宮城県選挙管理委員会			(政党の支部)	公
令和六年九月二十七日	: 円)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)		
改正する。	櫻井正人に	委員長		報
平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のよう		宮城県選挙管理委員会		
宮選管告示第九十八号	○宮	二十七日	令和六年九月二十七日	
陽輔 福仙会	そ	旨を次のとおり公表する。 政治団体から令和六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、	の要旨を次のとおり公表する。り、政治団体から令和六年分別	
名 の氏 名 称 異動事項 新 旧 異動年月日体の届出を 資金管理団体の 異動事項 新 旧 異動年月日資金管理団 資金管理団体の 異動事項 おんしゅうしゅう		政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定によ宮選管告示第九十六号	○宮選管告示第九十六号	
委員長 櫻 井 正 人	10,000	以下のもの	年間五万円以下のもの	
宮城県選挙管理委員会	100,000 仙台市青葉区	みやぎ葬祭	有限会社 みやぎ葬祭	绮
令和六年九月二十七日	200,000 仙台市青葉区	株式会社	山元工業	<b>¥</b> 539
資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。	600,000 仙台市大白区 り資	ショウエー	株式会社	)号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとお	政		〔団体分〕	

この告示は、

令和六年九月二十七日から施行する。

則

美田園北集会所

高柳集会所

笠島集会所

塩手集会所

○宮選管告示第九十九号 閖上中央第一団地集会室

同

市美田園北九番地の五

市愛島笠島字学市一番地の一

同

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年九月二十七日

宮城県選挙管理委員会

(1) 申込み受付期間

受講手続

午後4時まで、最終日のみ午後3時まで、土、日曜日を除く。)

令和6年10月15日 (火) から同月21日 (月) までの5日間 (15日から18日までは午前9時から

院 別表第一の仙台厚生病院の項中「仙台厚生病院 同 宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。 市青葉区広瀬町四番十五号」を「仙台厚生病

同 市青葉区堤通雨宮町一番二十号」に改める。

### 公 安 委 員 슾

〇宮城県公安委員会告示第123号

警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次の

令和6年9月27日

とおり実施する

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

講習実施日

令和6年11月5日 (火) から同月8日 (金) までの4日間

講習の実施場所及び委託先

0

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

受講定員

40人

事前申込み

市高柳字圭田二百五十一番地の一

 $\Xi$ 

受付専用電話

同

同

同 市愛島塩手字東野田十一番地の一、一番地の二

市閖上中央一丁目二十二番地C棟集会室

2

受付期間

内であっても締め切ることとする。

受け付け、予約番号を付与する。

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話 (022-224-7311) にて事前申込みを

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間

櫻 井 正

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示 委員長 人

2 申込書の提出先

事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出す

令和6年10月28日 (月) から11月1日 (金) までの5日間 (午前9時から午後4時まで)

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

3 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

4 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表68の項に基づき、

39,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること

6 講習に関する問い合わせ先

官城県警察本部生活安全部生活安全企画課

### 報

雑

〇地方独立行政法人宮城県立こども病院理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和六年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

おり地方独立行政法人宮城県立こども病院令和五年度財務諸表を公告する 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第三十四条第三項の規定に基づき、別冊二のと

令和六年九月二十七日

地方独立行政法人宮城県立こども病院